

久喜市自治行政運営要綱の一部を改正する告示

久喜市自治行政運営要綱（平成22年久喜市告示第194号）の一部を次のように改正する。

別表菖蒲第15区の項中「下出」の次に「、道沼」を加え、同表上二の項中「栗橋北2丁目の一部」の次に「、栗橋中央2丁目の一部」を加え、同表仲一の項中「栗橋中央2丁目の一部」の次に「、栗橋東1丁目の一部」を加え、同表新町の項中「、栗橋東4丁目の一部」を削り、同表旭町一丁目の項中「栗橋東2丁目の一部」の次に「、緑1丁目の一部」を加え、同表旭町二丁目の項中「栗橋東4丁目の一部」を「栗橋東4丁目、栗橋東5丁目の一部」に改め、同表伊坂二丁目の項中「栗橋東2丁目の一部」の次に「、緑1丁目の一部」を加え、同表伊坂三丁目の項中「、栗橋東2丁目の一部」を削り、同表伊坂七丁目の項中「栗橋北1丁目の一部」の次に「、栗橋北2丁目の一部」を加え、同表イトーピアの項中「緑1丁目」を「緑1丁目の一部」に改め、同表間鎌の項中「間鎌の一部」の次に「、松永の一部、佐間の一部」を加え、同表佐間の項区域の欄中「佐間」を「佐間の一部」に改め、同表高柳の項区域の欄中「高柳」の次に「、佐間の一部」を加え、同表小右衛門の項中「小右衛門の一部」の次に「、栗橋東6丁目の一部」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。